

東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

東大和市高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。